平成２１年（フ）第１７４２１号
東京都練馬区大泉町２丁目43―３
債務者　沖　美佐子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４２４号
埼玉県志木市幸町４丁目５―49―203
債務者　大澤　篤
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４２５号
神奈川県横浜市中区千代崎町４丁目94山本方
債務者　野口　正義
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４２６号
埼玉県蕨市中央２丁目14―18　レオパレス蕨第42―103
債務者　岩崎　由美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４２８号
埼玉県鴻巣市鎌塚1827―１―307
債務者　中村三千代
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３９号
横浜市港北区日吉３丁目16番35号　キャロル日吉102
債務者　ローズ裕子（旧姓濱野）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３０号
岡山市南区当新田459番地20
債務者　金田　一賢
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９４号
岡山市中区平井３丁目957番地１　市営住宅９―203
債務者　石井田江子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４５号
岡山市中区長岡67番地84　コーポマルヤマ102、前住所岡山県倉敷市玉島阿賀崎５丁目４番33号　レオパレス阿賀崎207号室
債務者　黒住　悦朗
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６８号
岡山県倉敷市児島赤崎２丁目９番33号竹田アパート
債務者　仲里　敏彦
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７０号
岡山県赤磐市桜が丘西８丁目２番11号
債務者　田中　聡美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３号
香川県坂出市青海町1312番地２
債務者　川井　章司
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午前11時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１０６号
熊本県八代市日奈久上西町336番地
債務者　宮﨑　昭子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７０号
石川県七尾市矢田町１号150番地
債務者　坂本　晶
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午前10時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第７１号
石川県七尾市本府中町ソ部28番地８　メゾンコンフォール104号
債務者　山本　和美（旧姓川尻）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第７３号
石川県七尾市中島町小牧ナ部103番地１
債務者　鈴木　惠介
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午前11時
金沢地方裁判所七尾支部